

お知らせ

東京都

東京都は、東京都世田谷区大原一丁目、大原二丁目、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、赤堤四丁目、赤堤五丁目、桜上水四丁目、桜上水五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、上祖師谷一丁目、給田一丁目、給田二丁目、給田三丁目、南烏山一丁目、南烏山二丁目、南烏山三丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、渋谷区笹塚一丁目、杉並区下高井戸一丁目及び上高井戸一丁目地内において、東京都計画都市高速鉄道事業第十号線の事業を行います。都市計画法の事業認可の告示は平成二十六年二月二十八日です。このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得していくますので、次のとおりお知らせいたします。

一 本事業の概要について

東京都計画都市高速鉄道事業第十号線の連続立体交差事業は、世田谷区給田三丁目から渋谷区笹原一丁目に至る延長約七千一百メートルの鉄道を高架化し、道路と鉄道の連続立体交差化を図るもので

二 (一) 用地取扱について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方など、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

(二) 土地収用法に基づく権利について
土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明度裁決申立てを行うことができます。

三 (一) 土地価格の固定について、

東京都は、平成二十六年二月二十八日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

(二) 建築等の制限について 平成二十六年二月二十八日からは、事業地内で次の(1)～(3)を許可する場合と、当該区長等の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更。
- ・ 建築物や工作物の建設。
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積。

(三) 土地建物の売買の制限について 平成二十六年三月二十五日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、

買い主や予定金額などを、東京都へ届け出してください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。
左記へお問い合わせください。

四 事業地の範囲がわかる図面は、世田谷区都市整備部都市計画課、渋谷区土木部街路事業課、杉並区都市整備部管理課に備えてあり、閲覧することができます。なお、このお知らせについて、「ご不明の点や詳細について」質問のある方は、左記へお問い合わせください。

施行者 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都 建設局道路建設部鉄道関連事業課

連絡先

東京都世田谷区桜上水五丁目一十九番二十号
電話 〇三（五三一〇）五三三三

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
公益財団法人 東京都道路整備保全公社
電話 〇三（五三八一）三一三三
東京都道用地部用地推進課

